

180 日超入院について

同じ症状による通院のご入院が 180 日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の 15% が病院に支払われません。180 日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり入院基本料の 15% は患者様のご負担となります。

1 日につき、2,783 円（税込） 【急性期一般基本料 1】

※ただし、以下の状態にある患者様は選定療養費の対象とはなりませんのでご負担はありません。

- ◎厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ◎重症者病室に入院されている方
- ◎重度の肢体不自由者、重度の意識障害者

この他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは受付窓口までお尋ね下さい。

